

国の責任による35人学級の推進を求める意見書

平成23年に改正された義務標準法においては、政府は公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、小学校2年生以上の学級編成の標準も40人から35人に順次改定すること、そのために必要な安定した財源の確保に努めることを附則に明記している。

これらを踏まえ、現在、富山県では小学校1・2年生の35人以下学級が実施されている。35人学級は、学習意欲向上や児童・生徒理解の面で効果があり、教員・保護者からも35人学級実施学年の拡充を求める声が多くあがっている。

また、近年、いじめや不登校、生徒指導上の様々な問題行動への対応など教員の職務はますます複雑困難化し、担う責務も増大している。平成26年6月に発表されたOECD国際教員指導環境調査によれば、わが国の教員の勤務時間は調査参加国中最長となっている。このような状況を改善し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にすることが求められており、そのためには、教職員の計画的な定数改善が必要である。

去る10月27日、財務省は財政制度等審議会において、いじめ認知件数が増加しているなどの理由から、公立小学校1年生の学級編成の標準の40人への引き上げ、加配定数の合理化等を提案した。

教育の充実に背を向ける方針であり、容認できるものではない。

よって国会及び政府におかれては、国の責任において、少人数学級を後退させることなく、計画的な教職員定数の改善を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

衆議院議長 様ほか

魚津市議会